

公 表 第 16 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市企業管理者から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年 9月17日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況
 公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
25	総合政策部 総務部	財政課 財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部 (1)決算書 (意見)</p> <p>財産運用収入は、久留米市にとって重要な歳入源の一つであるにも関わらず、一般会計歳入合計に対する比率は0.1%程度と極めて小さい状況にある。今後進行する高齢化に伴い、市税の減少が見込まれる中、市の財政を維持・健全化させる観点からは、公有財産の売却収入、使用料収入、運用収入等の割合を増加させ、歳入源の多様化が必要であると考えられる。</p>	意見	<p>財産運用収入につきましては、税外収入として貴重な収入であることを理解しています。</p> <p>資金運用につきましては、「債権の現先取引」や「譲渡性預金」での運用など、金利動向等に注視しながら、有利で効率的な運用に努めました。平成25年度の資金運用収入約8400万円と、これまでの定期預金での運用と比較して約5900万円上回るものとなっています。</p> <p>公有財産の売却収入につきましては、今後、市営住宅の集約化に伴い、物件が生じる見込みであることから、適時の売却に努め、税外収入の確保につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、平成26年度から入札不落物件について、不動産業界とのあっせん協定を予定しており、さらなる売却の促進に努めていきたいと考えています。</p>
40	総務部	契約課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部 (4)取得・移管 (意見)</p> <p>入札が行われた平成23年2月18日現在は、指名業者を選定した理由を書面で残すことにはなっていなかったため、監査の過程でその当時の判断を確認することはできなかった。</p> <p>指名業者の選定過程は、指名競争入札の重要な要素であることから、その記録を残すことが期待される。</p>	意見	<p>指名業者の選定理由について、平成24年度から記録を残すこととしています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
40	総務部	契約課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部 (4)取得・移管 (意見)</p> <p>入札が行われた平成23年12月16日現在は、指名業者を選定した理由を書面で残すことにはなっていなかったため、監査の過程でその当時の判断を確認することはできなかった。</p> <p>技術者数については、1千万円を超えるため監理業務としては大型であり、所属技術者数が2名以上の業者を選定しているような形跡はあるものの、最終の指名業者には技術者数が1名の業者が含まれている。指名業者の選定過程は、指名競争入札の重要な要素であることから、その記録を残すことが期待される。</p>	意見	指名業者の選定理由について、平成24年度から記録を残すこととしています。
41	総務部	契約課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部 (4)取得・移管 (意見)</p> <p>入札が行われた平成23年2月18日現在は、指名業者を選定した理由を書面で残すことにはなっていなかったため、監査の過程でその当時の判断を確認することはできなかった。</p> <p>指名業者の選定過程は、指名競争入札の重要な要素であることから、その記録を残すことが期待される。</p>	意見	指名業者の選定理由について、平成24年度から記録を残すこととしています。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
50	総務部	財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部</p> <p>(5)使用許可・貸付 (指摘)</p> <p>① 契約書原本の管理</p> <p>旧田主丸町にて契約締結した、学校法人芙蓉学園(契約期間平成17年1月17日～平成27年3月31日)、学校法人光琳理事会(契約期間平成17年1月17日～平成27年3月31日)、田主丸商工会(契約期間平成16年12月28日～平成27年3月31日)との土地貸付契約書の原本が保管されていない(写しについては、確認できた)。当該契約が、久留米市と旧田主丸町の合併前の契約であるため、合併手続き中に保管場所が不明となっていると考えられるが、契約書原本等の重要書類の保管、管理については今一度検討されたい。</p>	指摘	<p>今後、契約書原本等の重要書類については、さらに保管・管理を徹底してまいります。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
51	総務部	財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部 (5)使用許可・貸付 (指摘)</p> <p>② 宮本市有地 久留米市は、久留米市大善寺宮本の宅地226.0㎡をB氏に、戦後引揚者への住居用地として2分の1減免を適用して貸付けている。当該減免の措置は、昭和42年の筑邦町合併前から継続して適用している。現在の行政財産使用料並びに行政財産及び普通財産貸付料の減免基準では、利用目的が公共性・公益性が高い場合にのみ限定的に減免を認めているのであるから、当該減免の措置は減免規定違反であると判断する。</p>	指摘	<p>当該市有地上のB氏所有の建物は、相続権者によって解体を行ってまいりました。なお、土地の貸付は平成24年度で解消しております。</p>
60	総務部	財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部 (7)未利用地の売却 (意見)</p> <p>平成24年度においては、入札物件が8件167百万円で、法定外公共物41件24百万円、合計49件191百万円である。久留米市が保有する公有財産の稼働率からすると、更なる売却が可能であると考えられるため、より積極的な売却を検討すべきである。</p>	意見	<p>公用での利用予定がなく、処分を決定した土地については、適宜売却を進めていきたいと考えますが、土地については、需要と供給がタイミングよくマッチしなければ売却に繋がりにくい状況があります。</p> <p>平成26年度から入札不落物件について、不動産業界とのあっせん協定を予定しており、さらなる売却の促進に努めてまいりたいと考えております。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
69	総務部 農政部	財産管理課 農政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.農政部 耕地保護地 (3)－6結果 (指摘)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額が「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握するため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))</p>	指摘	<p>取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。</p> <p>しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。</p>
71	総務部 農政部	財産管理課 農政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (4)藤田地区耕地保護地 (4)－6結果 (指摘)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額がほとんどの番地で「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握するため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))</p>	指摘	<p>取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。</p> <p>しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
76	総務部 農政部	財産管理課 農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (指摘)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額が「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))</p>	指摘	<p>取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。</p> <p>しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。</p>
77	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (意見)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。土地の取得後に施行された規程ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。</p> <p>また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。</p>	意見	<p>今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書および経緯等の文書につきましても同様に対応いたします。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
79	総務部 農政部	財産管理課 農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (7)荒木地区耕地保護地 (7)－6結果 (指摘)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額がほとんどの番地で「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))</p>	指摘	<p>取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。</p> <p>しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。</p>
80	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (7)荒木地区耕地保護地 (7)－6結果 (意見)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。</p> <p>また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。</p>	意見	<p>今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。</p> <p>なお、現存する契約書および経緯等の文書につきましても同様に対応いたします。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
82	総務部 農政部	財産管理課 農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (8)藤田地区耕地保護地(農村整備課) (8)－6結果 (指摘)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額が「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))</p>	指摘	<p>取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。</p> <p>しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。</p>
82	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (8)藤田地区耕地保護地(農村整備課) (8)－6結果 (意見)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後、財産の取得に係る契約書等については、永久保存することが望ましい。</p> <p>また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。</p>	意見	<p>今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。</p> <p>なお、現存する契約書および経緯等の文書につきましても同様に対応いたします。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
85	農政部	生産流通課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 久留米市自然休養村管理センター (7)結果 (意見)</p> <p>土地、建物の取得時の書類が保存されていなかった。「文書の保存期間は所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされているが、財産の取得に係る契約書等については、永久保存が望ましい。</p>	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。
113	農政部	中央卸売市場	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター (指摘)</p> <p>閉場時の植木の盗難等の防止の措置方法について、監視カメラを12基設置して対策しているとのことであるが、当該対策は事後的な対策にはなっていない。事前の対策とはなっていない。(監視カメラがどこにあるか確認できなかった。)事実、監査人補助者単独で現地調査に行ったところ倉庫の中には、せり前の植木が並べられていたが、中に入っても咎められることも、誰か外に出てくることもなかった。容易に盗難ができる状況であったことは否めない。</p> <p>監視カメラは、事後的な検証には有効であり、盗難者を特定することはできても、その時点では既に売却されているなど、損失を填補することは難しい。事前に盗難を防止する手段、例えば、監視カメラを外部者が認識しやすい場所に設置する等、盗難の抑止力を高める対策をすべきである。</p>	指摘	中小物会場や鉢物会場内等に「監視カメラ作動中！」などの表示を行い、監視カメラによる盗難抑止力の向上に努めます。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
113	農政部	中央卸売市場	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター (意見)</p> <p>土地、建物の取得時の書類が保存されていなかった。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等については、永久保存が望ましい。</p>	意見	<p>今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。</p>
118	都市建設部	住宅政策課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>3.都市建設部 (意見)</p> <p>現年度家賃についての収納率に大きな変動は無いが、過年度家賃の収納率は7.4～9.0%で推移している。不納欠損率は平成22年度8.4%、平成23年度10.0%、平成24年度は11.6%と上昇傾向にある。不能欠損率の上昇が結果的に収納率を維持している側面もある。家賃の時効が5年であり、やむを得ない処理であるとしても実質的な徴収率を上げるために不納欠損率を低下させる努力が必要である。</p>	意見	<p>過年度分の収納率向上を図るための取り組みと併せ、現年度分収納率を上げることで滞納を繰り越させないための取り組みを実施しており、平成26年度においては保証人に対する請求等の具体策を実施します。</p>
122	総務部 都市建設部	財産管理課 住宅政策課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>3.都市建設部 (意見)</p> <p>現状では、用途廃止となった住宅については、建物の取り壊しが完了した年度に未利用地を有効活用するための土地利用調整協議会にかけられ他の用途への転用や売却の討議がされている。しかし、用途廃止の施策は既に決定されており、今後、相当数、相当の面積の未利用地が発生することが予想される。転用や売却の選択肢や機会を増やすためには建物の解体を待たずに用途廃止が決定されている住宅跡地の有効利用を早期に総合的に検討することが必要と考えられる。</p>	意見	<p>用途廃止予定の市営住宅用地については、土地利用調整協議会で都市建設部より事前情報提供が毎年度行われているところですが、平成26年3月から、用途廃止予定の市営住宅用地についての利用検討WGを関係課で開催し、土地利用調整協議会への提案内容を事前協議し、有効活用時期の早期化を図っているところです。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
124	都市建設部	住宅政策課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>3.都市建設部</p> <p>【個別検討】</p> <p>(2)07-80 高良内団地</p> <p>(意見)</p> <p>平成22年3月25日付けで報告漏れということで土地の面積が6,520.68㎡増加されている。適時に台帳の整備を行う必要がある。</p>	意見	財産取得後に異動報告書が適時提出されるように、チェック体制を強化します。
125	都市建設部	住宅政策課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>3.都市建設部</p> <p>【個別検討】</p> <p>(3)07-377 西大石住宅跡地</p> <p>(指摘)</p> <p>平成18年当時の建設部内の担当者の事務処理手続きに誤りがあり、総務部財産管理課に公有財産異動報告書が提出されていない。公有財産異動報告書を総務部財産管理課に提出し、公有財産管理台帳の整備を強化すべきである。</p>	指摘	<p>経緯を確認の上、公有財産異動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行いました。</p> <p>財産取得後に異動報告書が適時提出されるように、チェック体制を強化します。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
128	都市建設部	住宅政策課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (6)07-571、07-633 青木団地 (指摘)</p> <p>公有財産台帳の建物の価格については火災保険対象額で計上されておりNo.1 棟が236,785 千円(電気設備工事、機械設備工事が含まれていない)、No.2 棟が145,591 千円となっている。火災保険対象額は保険会社が算定した再調達価格を元に計算した価格である。久留米市財産規則第34条(公有財産台帳価額)には買入れ、建築、収用その他有償取得にかかるものの公有財産台帳に記載すべき金額は、取得価額、建築価額及び補償金額等の取得に要した金額とする。と明記されており、建築請負金額で計上すべきであり、No.1 棟は423,529 千円、No.2 棟については197,972 千円で計上すべきである。</p>	指摘	経緯を確認の上、公有財産異動報告書を提出し公有財産台帳の価格を修正しました。
129	総務部	財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (7)07-178 津福公園 (指摘)</p> <p>土地明細表の土地の価格の合計額は14,291,725 千円であるが、総括表の土地の価格は2,524,550 千円となっている。総括表の土地の価格は平成24 年3 月30 日時点では14,291,725 千円であり、平成24 年4 月1 日時点では2,524,550 千円と約82%が減額されている。これは、路線価による評価替えの影響もあるが公有財産台帳登録上、3 桁誤りで計上された差額の9,592,866 千円の影響が大きいと思われる。総括表の土地の価額は評価替え時に修正されているが土地明細表の金額は誤った金額で計上されたままである。</p> <p>システム上、総括表と土地台帳の整合性を図る必要がある。少なくとも土地明細表の入力誤りについては修正すべきである。</p>	指摘	土地の取得価格につきましては、平成25年度末時点の集約の際に、面積と取得金額が明らかに整合しないものを調査し、修正を行ったところです。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
131	都市建設部		<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>3.都市建設部</p> <p>【個別検討】</p> <p>(8)09-780 防災広場 (意見)</p> <p>当該土地は、長期継続してきた都市計画道路事業の円滑な推進を図るため、都市計画道路の代替地として取得したものであるが、代替地の必要性が無くなったため、未利用地の有効活用のため、防災広場として当初の取得目的とは別の目的で活用されたものである。そもそも、都市計画道路の県事業の区域の代替地であり、県からの委託により土地開発公社で代替地を取得している。その後、県事業の代替地としての活用の可能性が無くなったが、都市計画事業の実施者は、本来市町村であり、また、区域を定めて良好な市街地の形成を図る事業であることから、当初の取得の段階で今回の場合のように当初の取得目的での活用ができない場合もその後市で責任を持って活用することを明確にしておくべきである。今後、同様な事例において手続きの参考になるよう書類を整理して保存しておくべきと考える。</p>	意見	<p>事業実施に際し、代替地を取得する場合は、今回の場合のように当初の取得目的での活用ができない場合もあります。そのため取得する場合は、当然慎重に判断する必要があり、また、今回のケースも参考にして事務手続きを進めることとします。</p>
190	健康福祉部	障害者福祉課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>7.健康福祉部</p> <p>(2)26-147 大石町共同作業所 (意見)</p> <p>建物の取得について寄付申請書や建築請負契約書などが無いため取得の詳しい経緯や取得価格を証明する資料が原課で保存されていない。土地や建物のような重要な財産についての取得報告書は原課で永年保存しておくことが望ましい。</p>	意見	<p>ご指摘のとおり、今後は取得の経緯や価格の根拠となるような土地・建物に関する重要な資料については、関係規則に即した適正な保存に努めます。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
192	健康福祉部	保健所健康推進課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>7.健康福祉部</p> <p>(3)26-149 久留米赤十字会館建設用地 (指摘)</p> <p>土地の譲渡契約書の日付が平成12年12月1日、使用貸借契約書の日付が平成13年1月5日であるのに対し土地の取得報告書の日付は平成13年7月1日となっている。久留米市財産規則では次のように定められている。</p> <p>第8条(取得の報告)</p> <p>部長等は、公有財産(特定財産を除く。)を取得した場合は、公有財産取得報告書に關係書類を添えて速やかに総務部長に報告するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、關係書類を速やかに完備することができないときは、公有財産報告書のみにより報告し、關係書類をその後に送付することができる。</p> <p>公有財産台帳に記載のない財産を貸し付けるような事態が生じないよう規則を遵守すべきである。</p>	指摘	ご指摘のとおり、今後は、このような事態が生じないよう関係規則に即した適正な事務処理に努めます。
194	健康福祉部	保健所健康推進課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>7.健康福祉部</p> <p>(4)26-178 日本赤十字社九州血液管理センター(仮称)建設用地 (意見)</p> <p>公有財産取得報告書が使用貸借契約書の日付よりも後に提出されている。土地の譲渡契約は1ヶ月以上前に締結されているのだから取得報告を遅滞なく行い、台帳に記載されていない財産の使用貸借契約が締結されることのないようにすべきである。</p>	意見	ご指摘のとおり、今後は、公有財産台帳に記載のない財産を貸し付けるような事態が生じないよう関係規則に即した適正な事務処理に努めます。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
194	健康福祉部	保健所健康推進課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>7.健康福祉部</p> <p>(4)26-178 日本赤十字社九州血液管理センター(仮称)建設用地</p> <p>(意見)</p> <p>口座名称、財産分類が更新されず、又は誤ったまま公有財産に登録されている。公有財産台帳のメンテナンスを定期的実施すべきである。</p>	意見	<p>ご指摘の件については、平成25年度において公有財産の取扱事務手続きに基づき、口座名称、財産分類を更新し、所管換え等適正な報告を行っております。今後は、関係規則等に即した適正な事務処理に努めます。</p>
195	健康福祉部	長寿支援課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>7.健康福祉部</p> <p>(5)26-154 北野老人いこいの家</p> <p>(意見)</p> <p>合併により取得した財産である。土地については取得に関する資料は保存されていない。面積、価格は合併時の旧三井郡北野町時の台帳の数字を転記しており、その後平成24年4月1日に評価替えを実施し路線価に置き換えられている。建物の面積、金額も同様に旧北野町時の台帳の数字を転記しており金額は不明のまま0円となっている。建物の価格については、今回の包括外部監査の実施中に建築請負契約書が見つかり、建物価格は15,900,000円であることが判明した。平成25年10月1日付けで公有財産異動報告書が提出されており、公有財産台帳にはこの価格が登録され現在は修正されている。</p>	意見	<p>ご指摘のとおり、今後は取得の経緯や価格の根拠となるような土地・建物に関する重要な資料については、関係規則に即した適正な保存に努めます。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
196	健康福祉部	長寿支援課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (6)26-165 田主丸老人福祉センター (意見)</p> <p>土地の一部を社会福祉法人久留米市社会福祉協議会に貸し付けているが、公有財産台帳上は行政財産に計上されたままである。普通財産貸付更新申請書と普通財産貸付料減免申請書は適切に提出されており台帳登録だけの問題と思われるが適時、台帳の整備を行うことが望まれる。公有財産異動報告書が平成25年10月1日付けで総務部長宛で提出されており、現在は貸し付けている土地については公有財産台帳の普通財産に正しく計上されている。</p>	意見	<p>ご指摘のとおり、今後は、公有財産の取扱事務手続きに基づき、財産分類等を適正に更新し、関係規則に即した適正な事務処理に努めます。</p>
197	健康福祉部	障害者福祉課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (7)26-187 田主丸地域活動支援センター (意見)</p> <p>建物の価格計上の根拠となる建築請負契約書について所在が不明であるが、建物価格の根拠となる資料であり保存しておくことが望ましい。</p>	意見	<p>ご指摘のとおり、今後は取得の経緯や価格の根拠となるような土地・建物に関する重要な資料については、関係規則に即した適正な保存に努めます。</p>
199	健康福祉部	保健所地域保健課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (9)26-185 北野複合施設 (指摘)</p> <p>引継書には建築工事1,077,976,200円、電気設備工事107,586,150円、機械設備工事160,650,000円の記載があるが、取得報告書には建築工事の1,077,977千円の記載しか無い。従って公有財産台帳には建築工事の1,077,976千円しか計上されていない。電気設備工事、機械設備工事も建物附属設備として建物価格に含めるべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘の内容を踏まえ、公有財産台帳について、建物価格に電気設備工事、機械設備工事を含めた内容に修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
202	健康福祉部	保健所地域保健課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (10)26-192 南部保健センター予定地 (意見) 公有財産台帳の口座名称が南部保健センター予定地と なったままである。公有財産台帳を整備されたい。</p>	意見	<p>ご指摘の内容を踏まえ、公有財産台帳の 口座名称を「久留米市南部保健センター」に 修正いたしました。今後は適正な事務処理 に努めます。</p>
229	協働推進部	地域コミュニティ課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (4)個別事項 津福校区コミュニティセンター (意見) 所属替えにより企画財政課より協働推進部へ引継してお り、内容としては平成5年10月13日建築した学童保育所 61.92㎡旧学童保育所については2002年に解体していたこ とが、現地でのヒヤリングによって2011年になって判明し、 異動事由を報告漏れとして台帳に記載し、建物の数量より 旧学童保育所61.92㎡を減少させている。旧学童保育所が 存在していたことを、示す書類は残っていない。書類が破棄 されたのか、そもそも書類がなかったのかは、不明。今後の 書類の保存の仕方に期待したい。</p>	意見	<p>課内での文書取り扱いについては、適正に 実施するよう周知徹底を図りました。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
235	協働推進部	地域コミュニティ課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>9.協働推進部</p> <p>(5)①御井校区コミュニティセンター (意見)</p> <p>旧施設⇒駐車場に車が1台止まっていたが、カーテンが閉まっており、さらに掲示板等も外されていた。また、建物の外壁など、老朽化しているようであった。また、入り口に『×切です』との張り紙が貼られていた。</p> <p>現在は31-246府中公民館(自治会の小地域集会所)として使用している。</p> <p>小地域集会所の使用に関しては、自治会に管理が委ねられ、自由度が高い。一方、校区コミュニティセンターは校区が管理をし、自治会が使用する場合には、その都度、申請が必要となる。</p> <p>その意味で、旧御井校区コミュニティセンター(現府中公民館)は、小地域集会所として複数の自治会が活用しているが、第2コミュニティセンターとしての位置づけになっていないか再検討する必要がある。</p>	意見	<p>地元へのヒアリングも行っており、第2コミュニティセンターの位置づけではないことを確認しました。</p>
267	商工観光労働部	労政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>11.商工観光労働部 (指摘)</p> <p>公有財産台帳を閲覧したところ次の不備が検出された。</p> <p>①「久留米市シルバー会館」の地積が、登記と公有財産台帳で違っていたため、訂正が必要である。</p>	指摘	<p>公有財産台帳の地積を登記簿にあわせるよう訂正を行いました。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
267	商工観光労働部	競輪事業課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>11.商工観光労働部 (意見)</p> <p>競輪事業の売上げは、平成30年度をピークに減少の一途を辿っている。</p> <p>これまでの売上実績推移を基に、①概ねこれまでと同等のコスト削減を行っていくこと、②これまでの売上推移及び今後の活性化の若干の効果を加味した売上見通しでは、平成30年度に4,500億円を切る売上規模となる。</p> <p>この場合の競輪事業の収支を試算すると、現状を放置した場合、平成25年度には8割以上の競輪場が赤字に陥ることとなる(以上、経済産業省試算)。</p> <p>現状を放置すれば、競輪事業は数年で継続が困難な状況に陥ると見込まれることから、高コスト構造の改善に着手する必要がある。</p> <p>今後の競輪事業の売上げを増加させる、又は、下げ止めることが容易でない現状において、事業を持続可能としていくためには、減収下においても一定の利益を上げ、前向きな投資ができる運営体制とする必要がある。このためには、競輪事業全体としての経費(レース数比例経費及び競輪場比例経費等)の削減が不可欠である。競輪関係者間(競輪関係団体間、又は、競輪施行者間)の調整のみで経費を削減していく余地が少なくなっており、今後は、競輪全体の経営ガバナンスを改善し、競輪事業全体の方針に基づく対応が必要である。</p> <p>また、競輪場等の経営資源を有効活用し、競輪事業以外の収入を得ることも検討するべきである。</p> <p>また、競輪場という施設を魅力的な地域の交流拠点として、単なるギャンブル施設ではなく、地域への施設開放などを通じて、地域社会と共栄する競輪場としていくことが望ましい。</p>	意見	<p>個別競輪場による継続的な開催経費の縮減に加え、競輪施行者全体の方針集約機能を果たすべく全国競輪施行者協議会や公益財団法人JKAが主体となって、全体経費の削減、具体的にはJKA交付金削減、開催日数削減による固定経費や選手賞金の削減見直しを着実に実行される一方で、売上拡大路線としてモーニング競輪、ミッドナイト競輪、ガールズ競輪など果敢な取り組み方針も実行されている状況にあります。本市でもナイター競輪の年間開催日数拡充による収益確保、さらには協賛レースによる広告収入確保などにも根気強く取り組み、ファンの皆様にも制度定着が進み協賛実績も年々上昇しているところです。</p> <p>また、地域社会への施設開放につきましても、会議室利用、駐車場利用提供などにより周辺自治会や学校行事などの円滑な運営に寄与しているものと思われます。さらには競走路開放も2ヶ月に1回の割合で実施しており、地元競輪選手会や公益財団法人JKAによる協力を得ながら毎回50名以上の市民の皆さんがバンク走行・歩行体験を通じ、より身近な競輪場といったものを体感していただいているものと考えております。</p>

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況
 公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
180	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (1)25-001 特殊処理場用地、25-038 田主丸浄化センター (指摘) 建物の図面が行政財産の一連の文書として保存されていないが、修繕等の不測の事態に備えるために保存しておくべきである。	指摘	建物の図面を行政財産の一連の文書として保存しました。
180	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (2)25-005 中央浄化センター (指摘) 土地について登記簿上の土地について面積が比較的小さいものは公有財産台帳に登録されていないものが散見される。 公有財産台帳には土地の面積の大小にかかわらず、すべて計上し管理すべきである。	指摘	面積の大小に関わらず、すべて公有財産台帳に計上しました。
186	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (8)25-043 北野中継ポンプ場 (指摘) 建物については工事完了通知と建築計画通知書の図面はある。建築請負契約書は無いため価格を確認することはできない。建物については平成22年3月に建築完了の建物であり、正規の手続に従って建築請負契約書を取得報告書とともに保存しておくべきである。	指摘	建築請負契約書を取得報告書とともに保存しました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
186	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (8)25-043 北野中継ポンプ場 (意見) 土地や建物のような重要な資産については、取得の経緯が分かるように取得報告書は永年保存とすべきである。	意見	永年保存としました。
187	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (9)25-050 西郷浄化センター (指摘) 建物、工作物の建築請負契約書が行政財産の一連の文書として保存されていない。 建物や工作物は平成24年もしくは平成25年に建築されたものであり、不具合などが発生した場合に瑕疵担保責任が発生するような場合もあるので建築請負契約書を保存しておくべきである。	指摘	建築請負契約書を取得報告書とともに一連の文書として保存しました。
187	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (9)25-050 西郷浄化センター (意見) 土地や建物のような重要な資産については、売買契約書や建築請負契約書を永年保存とすべきと考える。	意見	永年保存としました。